

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川下流総合管理所長 北村 達也
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 業 務 名 総合対策筑後川下流用水通信用鉄塔強度検討業務 (オープンカウンター方式)
2 業 務 場 所 福岡県久留米市安武町武島23-1 筑後川下流用水管理所
3 業 務 期 間 契約締結の翌日から90日間
4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 令和7・8年度一般競争(指名競争)有資格業者のうち、測量・建設コンサルタント等の業種区分の「土木関係建設コンサルタント業務」の認定を受けている者。
- 3 見 積 書 等
- 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。また、余白にくじ番号を記載して下さい。
- 2) 提出方法 FAX(又は電子メール)による。(※FAX番号等は、4)に記載された番号)
なお、FAX(又は電子メール)に抛りがたい場合は、持参又は郵送(簡易書留等配達記録が残る方法に限る。)
- 3) 見 積 書 提出期限 **令和7年6月18日 11時** まで
- 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所 経理課 鶴川
FAX 0942-26-1525
総務課 電子メール nyukei_chikugokaryu@water.go.jp
- 5) 質 問 書 提出期限 **令和7年6月13日 11時** まで
※質問の回答については、翌平日の12:00までにHPに掲載します。
- 6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出期限は、**令和7年6月19日 11時** までとします。
- 6) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 そ の 他
- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

総合対策筑後川下流用水 通信用鉄塔強度検討業務

仕 様 書

令和 7 年 6 月

独立行政法人水資源機構
筑後川下流総合管理所

第1章 総 則

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が施行する総合対策筑後川下流用水通信用鉄塔強度検討業務（以下「本件」という。）に適用する。

第2節 契約内容

1. 場所

福岡県久留米市安武町武島23-1 筑後川下流用水管理所

2. 期間

契約締結の翌日から90日間

3. 概要

本件は、筑後川下流用水管理所の通信用鉄塔強度検討（再強度計算）を行うものである。

4. 数量

通信用鉄塔強度検討（再強度計算）	1 式
設備条件の確認・鉄塔強度計算	1 基
報告書作成	1 式
強度検討報告書	1 式
打合せ	1 式

第3節 業務内容

3-1 目的

本件は、既設通信用鉄塔において、最新の基準等に基づく強度が確保されているか確認することを目的とする。

3-2 設計条件

設計条件は、次のとおりとする。ただし、設計条件は業務の進捗、関連設備との関係により変更することがある。

1. 強度検討は「通信用鉄塔設計要領・同解説、通信鉄塔・局舎耐震診断基準（案）・同解説、通信用鉄塔及び反射板定期点検要領（案）・同解説（令和3年版） 一般社団法人 建設電気技術協会、一般財団法人 日本建築防災協会」に基づいて計算するものとする。
2. 既設通信用鉄塔の諸元は、別紙「通信用鉄塔諸元」のとおりとする。
3. 空中線は、別紙「通信用鉄塔諸元」に示す現状搭載されているものを対象とし、将来計画は考慮しないものとする。
4. 建物屋上型鉄塔の建物の強度検討は別途とし、本業務の対象外とする。
5. 強度検討により、強度不足が生じた場合の補強設計は、別途とし、本業務の対象外とする。

6. 強度検討にあたり、完成図書と現況の照合、部材の劣化の有無、搭載物の確認は、了しているものとする。

3-3 業務内容

1. 設計条件の確認・鉄塔強度計算

本件における貸与資料を基に、最新の基準等に基づく鉄塔強度に関する再計算を実施し、既設鉄塔の強度が基準等を満たしているか確認を行うものとする。

2. 報告書の作成

通信用鉄塔強度検討（再強度計算）の結果を強度検討報告書として取り纏めを行うものとする。

3. 打合せ

必要に応じて、打合せを行うものとし、Webによる打合せとする。

3-4 業務上の留意事項

1. 本件に適用した基準等は、「出典先」を含め報告書に記載するものとする。
2. 強度検討に当たっては、「(1) 適用基準 (2) 設計条件 (3) 計算式及び計算結果」等、順を追って確認出来るようとりまとめるものとする。
3. 貸与資料の報告書を引用する際は、出来るだけコピーを添付又は引用ページを記載するものとする。

第4節 資料の貸与及び返却

1. 本件の貸与資料は、次のとおりである。
 - 1) 管理所無線用鉄塔詳細設計業務 報告書（平成9年3月）
 - 2) 管理所通信用鉄塔設置工事 完成図書（平成10年3月）
 - 3) その他、機構が必要と認めた資料
2. 貸与した資料が必要なくなった時、速やかに返却するものとする。

第5節 提出図書

受注者は、次に掲げる図書を作成し、機構に提出するものとする。

提出図書名	部数	提出期限	摘要
強度検討報告書	1部	期間終了までに	電子データ含む

第6節 疑義

受注者は、仕様書に明記されていない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに機構と協議するものとする。

通信用鉄塔諸元

用途 通信用
 設置場所 福岡県久留米市安武町武島 23-1
 構造 パイプ四角鉄塔屋上設置構造
 設置年月 平成10年3月（1998年3月）
 鉄塔高 16.5m
 脚間隔 5.5m×7.09m
 基部地上高 14.7m
 接合 ボルト接合
 表面処理 溶融亜鉛メッキ
 基礎形状 建物屋上型
 空中線搭載数 パラボラアンテナ2基、八木アンテナ1基

空中線	規格等	搭載高さ	単位	数量	備考
筑後大堰向	0.6mφ 272° (N)	GL30.2m	基	1	
佐賀機場向	0.6mφ 3° (N)	GL30.2m	基	1	
移動無線用	150MHz 帯 3EL 八木				

付属設備 避雷設備、昇降設備、垂直ラックケーブル
 補強等履歴 なし
 現況写真



く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$

$127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$

$128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川下流総合管理所長 北村 達也 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年6月11日に交付された総合対策筑後川下流用水通信用鉄塔強度検討業務の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

電子メール：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。